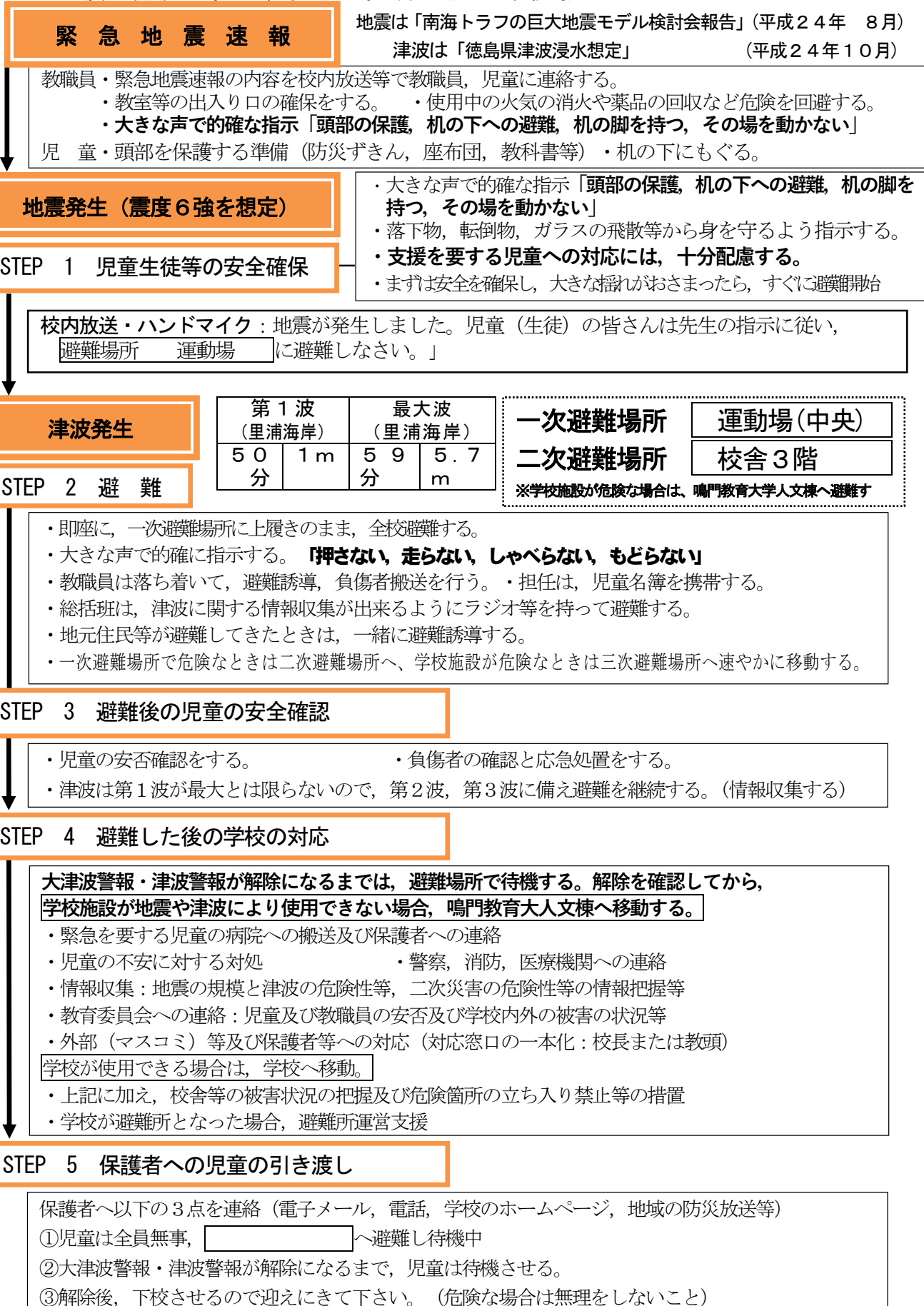


本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

⑨ 地震・津波 編

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）



災害時アクションカード（教室）

〈間 〉

緊急地震速報

校内放送

STEP 1 安全確保

おちついて！大丈夫だよ

- 児童へ 机がある場合→→→「机の下へ入りなさい」
机がない場合→→→「ダンゴムシのポーズ」

- 出口の確保
- 教職員自身の安全確保

STEP 2

避難

おさない はしらない

しゃべらない もどらない

- ヘルメット着用
- 水筒
- うわぐつのまま
- 避難袋（名簿）
- トイレの中、特別室確認



運 動 場 へ

大丈夫？けがはないですか？

STEP 3 確認・報告

- 人数確認・報告
- けが人、状態の確認・報告

STEP 4 二次避難 または 引き渡し

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法を書き出しましょう。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J-alert	職員室に設置, 受信と同時に職員が対応する。	なし
ラジオ	職員室に設置, 地震を感じたら教頭がラジオをつける。	教頭
テレビ	〃	教頭
インターネット	職員室に設置, 常時起動, 随時チェックを行う。	教職員
携帯電話 (すだちくんメール)	各教職員で受信する。	教職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE1	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ・震度4以上 [津波を伴わない] ・気象庁より「津波の発生はありません」の発表あり 	<p>避難場所：小運動場中心部 災害対策本部：校長室</p> <p>集合形態：朝会順（クラスごとに2列）</p> <div style="text-align: center;"> </div>
CASE2	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ・震度5強以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波警報発令 ・津波到達予想時刻が30分以内 	<p>避難場所：北校舎3階 災害対策本部：図書室</p> <p>集合形態：</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>北校舎</p> <p>1年：図書室 2年：図書室 3年：3年 4年：多目的室4 5年：6-2 6年：6-1</p> <p>こども園：通級教室 (HOP)、多目的室3</p> </div> <p>南校舎</p>
CASE3	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ・震度6弱以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が30分以上 ・校舎が地震により崩壊 	<p>避難場所：学校から鳴門教育大学人文棟へ</p> <p>集合形態：各学年, 各クラスごと</p> <p>災害対策本部：仮 避難所に設置</p> <p>地図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div>

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室	校 長
児童生徒連絡用名簿	職員室	教 頭
ノートパソコン, 防災関係避難時搬出データ	職員室	事 務

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関

連絡責任者 (佐藤教頭)				
連 絡 先	電 話	FAX	E-mail	備考
県教委体育健康安全課	621-3166, 3167 3171, 3172, 3174	621-3173	taiikukenkoanzenka@ pref.tokushima.lg.jp	
鳴門市教育委員会 学校教育課	686-8802, 8827 5918, 685-1233	684-0633	naruto@g.tokushima-ec.ed.jp	
〃 教育総務課	686-8801	684-0633	kyoikusomu@city. naruto.i-tokushima.jp	
鳴門市 危機管理課	684-1194 1193 1711	684-1336	kikikanri@city.naruto. i-tokushima.jp	
鳴西地区自主防災組織	687-1528			
鳴門消防署	685-2009			
鳴門病院	683-0011			
鳴門警察署	685-0110			
鳴門市災害対策本部	684-1330			

カ 保護者への引き渡しについて

(7)地震・津波が発生した際、児童生徒等の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報, 津波警報が解除されている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。 ・状況により、保護者に連絡し、引き渡しを行う。
児童を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報, 津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
児童を避難場所に待機させる場合は、避難場所で待機 引き渡し場所：津波の危険性がなくなった後、保護者へ引き渡す	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎が地震により倒壊した。 ・大津波警報, 津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 地震・津波が発生した際、児童生徒等を引き渡す際の保護者への連絡方法

連絡決定責任者：校長		担当者： 教頭・各担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・マチコミメールを利用した一斉送信 ・緊急連絡網による電話連絡 ・地域防災放送を利用した一斉放送 		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害掲示板に掲示する ・保護者が迎えにくるまで、児童は学校に待機させる 		

(ウ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法

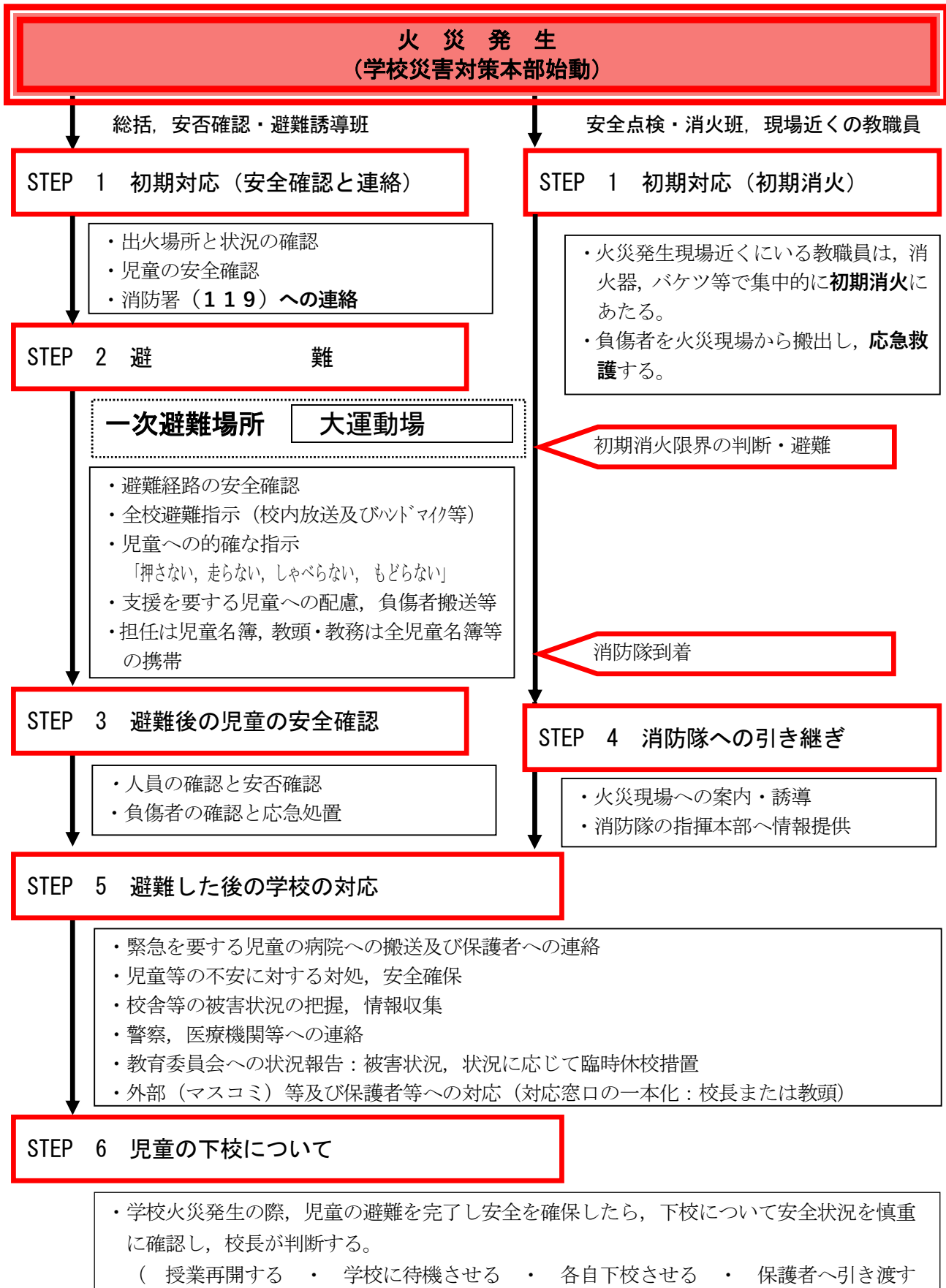
引き渡し判断決定者： 校長	担当者： 各担任
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の確認（緊急時引き渡しカードによる確認、児童生徒等の氏名・生年月日・血液型等・・・） ・児童の確認（児童に保護者が判断させる） ・通学路の安全が確認できたら引き渡す。（大津波警報・津波警報発令時は、保護者も一緒に待機） 	

キ 児童生徒等が在校時以外の対応

登下校時	<ol style="list-style-type: none"> ① 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 ② 学校が近い場合には学校に移動する。ただし、校舎に破損のある場合には運動場で待機し、教師の指示に従う。自宅が学校より近い場合は、安全な方法を取り自宅に帰る。
学校外の諸活動時	<ol style="list-style-type: none"> ① 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 ② 学校が近い場合には学校に移動する。 ③ 近くの公共施設に移動する。
在宅時	<ol style="list-style-type: none"> ① 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 ② 近くの避難場所に避難する。

⑩ 火災 編

ア 火災発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）



イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
火災報知器	各教室・特別教室・体育館・放送室に設置	教 頭
受信機	職員室に設置，火災報知器が鳴ったら，受信機で確認後避難が必要な場合は，校内放送で児童へ避難を指示する。	教 頭

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図を作成し，火災が発生した場合の避難場所及びその判断基準

災害時（火事）の避難経路（理科室の場合）

※ 運動場へ来た学級は、掲揚台を基準に西側から詰めて並ぶ。
たんぼぼ学級は、東側に並ぶ。

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
<p>CASE 1</p> <p>○火災発生</p> <p>・初期消火ではすぐに消火できないと判断した場合，全館避難する。</p>		<p>避難場所：大運動場中心部 災害対策本部：運動場</p> <p>集合形態：朝会順（クラスごとに2列）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 2px solid orange; display: inline-block; padding: 2px 10px;">朝礼台</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 6年 5年 4年 3年 2年 1年 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div>

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所
地震・津波編に同じ。

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関
地震・津波編に同じ。

カ 火災が発生した場合の児童の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。 ・安全に対する注意事項を体育館で全員に話し、速やかに保護者に引き渡す。 ・状況により、保護者へ連絡し、引き渡しを行う。
安全が確認されるまで児童を学校に待機させる 引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の影響で、通学路の安全が確保されていない。 ・火災の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 火災が発生した際、児童生徒等が下校する、あるいは学校に待機している情報の、保護者への連絡方法

判断責任者： 校長	担当者： 教頭・各担任
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・マチコミメールを利用した一斉送信 ・緊急連絡網による電話連絡
連絡が取れない場合の対応	・連絡が取れるまで、児童は学校に待機させる。

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法
地震・津波編に同じ。

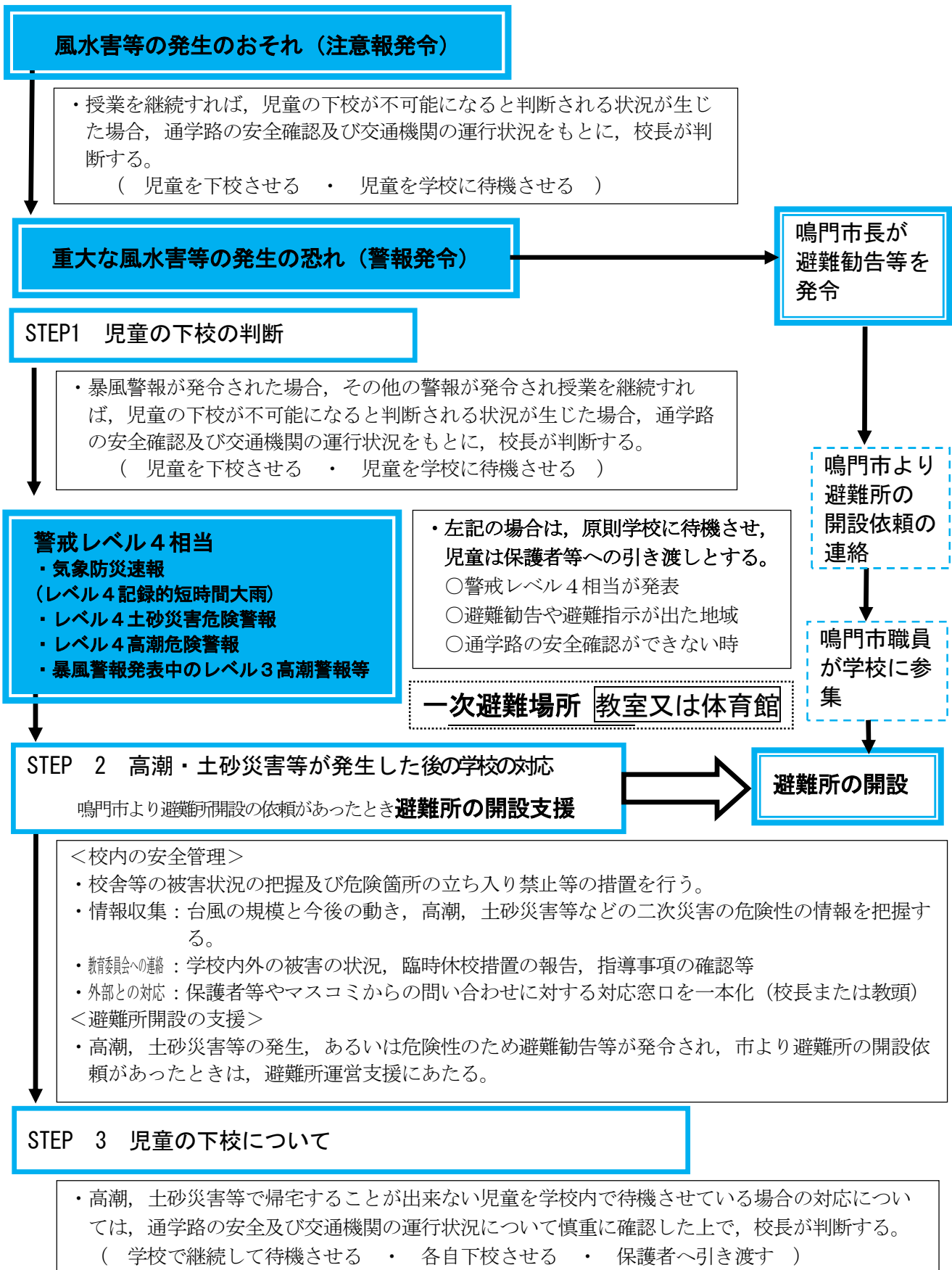
キ 児童生徒等が在校時以外の対応

学校外の所活動時	<ol style="list-style-type: none"> ① 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 ② 学校が近い場合には学校に移動する。 ③ 近くの公共施設に移動する。
休日・夜間等	<ol style="list-style-type: none"> ① 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 ② 近くの避難場所に避難する。

本項の土砂災害発生時についての内容は、土砂災害防止法第8条の2・水防法第15条の3第1項に基づく高潮時の避難確保計画に該当するものである。

⑪ 風水害 編

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）



イ 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
インターネット 気象庁レーダーナウキャスト	職員室に設置，常時起動，注意報警報発令時は随時チェックする。	教 頭
ラジオ	職員室に設置，注意報警報発令時はラジオをつける。	教 頭
テレビ	〃	教 頭
携帯電話（すだちくんメール）	各教職員で受信	教職員
消防無線	公民館にスピーカー	教 頭

ウ 注意報・警報が発令された・風水害が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所等						
C A S E 1	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報が発令された場合 ○保護者に引き渡す。 保護者の迎えが難しい場合は、保護者の了解を取り、教職員引率により児童を下校させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。 						
C A S E 2	<ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ○安全が確認されるまで児童を学校に待機させ、その後保護者に引き渡す。 引き渡し場所：学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の影響で，通学路の安全が確保されていない。 ・風水害の影響で，公共交通機関の運行に支障がある。 						
C A S E 3	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮による避難勧告が発令された場合 ・高潮・土砂災害等発生し，校舎の1階部分が被災した場合 ○校舎の2階以上に避難し安全が確認されるまで，待機させる。 	避難場所：北校舎2階及び北校舎3階 災害対策本部：職員室 集合形態：以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>北校舎 3 F</td> </tr> <tr> <td>図書室 1年、各教室 3年・6年</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>北校舎 2 F</td> </tr> <tr> <td>各教室 2年・4年・5年</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>南校舎 2 F</td> </tr> <tr> <td>職員室 災害対策本部</td> </tr> </table>	北校舎 3 F	図書室 1年、各教室 3年・6年	北校舎 2 F	各教室 2年・4年・5年	南校舎 2 F	職員室 災害対策本部
北校舎 3 F								
図書室 1年、各教室 3年・6年								
北校舎 2 F								
各教室 2年・4年・5年								
南校舎 2 F								
職員室 災害対策本部								

エ 高潮・土砂災害等発生した場合，移動させる重要書類と保管場所

地震・津波編と同じ。

オ 高潮・土砂災害等発生した場合，連絡が必要な機関

地震・津波編と同じ。

カ 保護者への引き渡しについて

(7) 注意報・警報等が発令された場合及び高潮・土砂災害等が発生した場合の児童生徒等の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。 ・教職員が児童の下校コースを回り安全であると判断し、その報告を受けて校長が下校を決定する。 ・マチコミメール等により保護者に連絡し、引き渡す。保護者による迎えの難しい時は、保護者の了解を取り、教職員の各方面への引率により下校させる。
安全が確認されるまで児童生徒等を学校に待機させる	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
保護者へ引き渡す 引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎が土砂災害等で危険である。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 高潮・土砂災害等が発生した場合に児童を下校させる、あるいは学校に待機させている情報を、保護者へ連絡する方法

連絡決定責任者：校長		担当者：教頭・各担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールを利用した一斉送信 ・緊急連絡網による電話連絡 ・学校のホームページに緊急情報として掲載する。 		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れるまで、児童は学校に待機させる。 		

(ロ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
地震・津波編に同じ。

キ 児童生徒等が在校時以外の対応

登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から連絡があるまで自宅待機とする。
-----	--